損　益　計　算　書　の　要　旨

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		5,915	経常収益		5,914
事業費用	99		事業収益	1,230	
繰入金	5,815		受入金	4,628	
特別損失		0	その他	56	
			特別利益		0
合計		5,915	合計		5,915

重要な会計方針等

１．引当金の計上基準

退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

２．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

4　医療経理

貸　借　対　照　表　の　要　旨

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		49,113	流動負債		20,533
未収金	25,608		未払金	18,745	
その他	23,504		その他	1,788	
固定資産		131,314	固定負債		89,461
有形固定資産	131,023		長期借入金	52,842	
無形固定資産	7		引当金	36,619	
投資その他の資産	283		基本金		0
繰延資産		300	基本金	0	
			剰余金		70,731
			資本剰余金	24,686	
			利益剰余金	46,044	
資産合計		180,727	負債・純資産合計		180,727

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、131,292百万円である。

損　益　計　算　書　の　要　旨

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		158,827	経常収益		157,156
事業費用	157,622		事業収益	153,251	
引当金等繰入	241		補助金等収入	1,553	
事業外費用	963		受入金	2,074	
特別損失		1,748	引当金等戻入	222	
			事業外収益	53	
			特別利益		498
			当期損失金		2,921
合計		160,575	合計		160,575

㈱　当期損失金2,921百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第２項の規定により、積立金を取崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　131,292百万円

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、当該事業年度末未収金残高の10／1000を計上している。

⑵　退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下、連合会とする。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき、連合会に使用される者が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

⑶　災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

⑷　特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　繰延資産の処理方法

開発費

５年間で均等償却している。

５．重要な会計方針の変更

特別修繕引当金については、建物取得価額の20％相当額を引当限度額に設定し、限度額に達するまで毎年１％の積立を実施（黒字施設を対象）しているものであるが、大規模修繕の実施状況等を踏まえ、繰入については当面実施しないこととする。